

2020年3月13日

常滑商工会議所の新型ウィルス対策について (感染力の強い新型ウィルス対策のための緊急BCP)

感染力の強い新型ウィルス等による感染の危惧がある中で、常滑商工会議所としての対応を、緊急に次のようにとりまとめる。

職員に感染が及んでいない時点と、職員に感染したことが判明した時点に分けて対策する。

1. 新型ウィルス等が発生し、職員に感染が及んでいない場合

対策の考え方

新型ウィルス等が発生し広く感染の心配があるものの、未だ職員に感染が及んでいない時点では、

- ① 職員や会員への感染予防措置を徹底する。
- ② 新型ウィルスが経営業績に影響を及ぼしている事業所への支援を強化する。
- ③ 対策については、正副会頭・統括参与会議（監事が毎回参加）において決定する。

対策の具体的方法

① 職員への感染予防の徹底

- (1) 職員への感染を予防するため、マスクの着用、こまめな手洗いやアルコール消毒、プライベートでも混雑する場所等を避ける、十分な休養や生活習慣など健康管理、等の基本的な対応を、朝礼等においてお願いし、徹底する。

- (2) 職員には、毎日体温を測定するなど発症をチェックし、37.5 度以上の発熱や咳等の症状がある場合は、職場への出勤を控えるとともに医療機関を受診し、外出を控えるよう指導する。新型ウィルスのチェックと感染後の対応については医療機関の指示にしたがう。
- なお、職員の家族が感染した場合には、当該職員は自宅待機とする。
- (3) 職場に新型ウィルス等を持ち込まないようにするために、アルコール消毒液を要所に配置して、予防の徹底を図る。
- (4) 不要不急の会議やセミナー、イベント等、人が集まる機会への出席を極力控える。
- (5) 業務の内容によっては自宅で作業するほか、情報漏洩のおそれのない範囲でクラウドを活用して、いわゆるテレワークシステムの可能性を検討する。

② 新型ウィルスの経営への影響緩和のための支援事業充実

- (1) 相談業務の一環として、新型ウィルス等の影響を緩和するための経営支援事業を充実する。
- このため、新たに要件を緩和した経済環境適応資金やセーフティネット等の融資、対象を増やした信用保証、関連する補助金等の施策情報を収集し、広報に努めるとともに、適切な支援に努める。
- 必要であれば、平日以外の相談日も検討するなど、事業の充実に努める。
- (2) 会議やセミナー、イベント等人が集まる機会を極力開催しない。
- 既に開催を予定していたものは、状況を見て中止する。
- (3) 日本商工会議所、愛知県商工会議所連合会、経済産業省中部経済産業局、愛知県庁、常滑市役所、あいち産業振興機構、政策金融公庫等関係機関との連携を密にする。

③ 対策の決定は、正副会頭・統括参与会議

以上の対策については、正副会頭・統括参与会議において、日本商工会議所、行

政等の指導や知見を踏まえて、慎重に検討の上決定する。

2. 職員が新型ウィルス等に感染したことが判明した場合

対策の考え方

職員が新型ウィルス等に感染したことが判明した場合には、

第1段階で、職員間の、またお客様への更なる感染を防ぐため、職員の感染事実を公表し、商工会議所を短期間閉鎖する。併せて会議所施設の全面消毒を実施する。

第2段階で、新型ウィルス対策支援事業等、緊急を要する事業所サービスを中心とした必須の事業を最低限の体制で速やかに再開する。

第3段階で行政等の指導や知見を参考として感染の恐れが少なくなったと確認されたときには、状況を把握しつつ慎重に全面再開を目指す。

対策の具体的方法

第1段階 会議所の一時閉鎖と会議所施設の徹底消毒

(1) 会議所の事務事業の全部を一旦停止することを、日本商工会議所、愛知県庁等関係機関に相談の上、正副会頭・統括参与会議において決定する。

この決定は、正副会頭・統括参与会議の専決事項とするが、速やかに個別に常議員に報告することとし、次回の常議員会で承認手続きをとる。

なお、この決定の会議の方法は、電話またはメール等による確認も含む。

(2) 閉鎖期間は、行政等の指導を確認しつつ1~7日程度（土日を含む）とする。

(3) 日本商工会議所、県庁経済産業局、常滑市役所環境経済部等の協力を得て閉鎖を告知するとともに、会議所正面への貼り出し、ホームページ掲載、電話、口頭で

の連絡等により周知する。(連絡・告知)

- (4) 保健所等の協力を得て、会議所の一斉消毒を行う。
- (5) この間は、職員を基本的に自宅待機とする。但し、感染の恐れの少ないと思われる幹部職員数人を事務所に置き、緊急対応、消毒作業、連絡その他を行う。当該職員の移動（通勤）は、感染を避けるため自動車のみとする。



第2段階 少人数による新型ウィルス対策関連支援事業を中心とした事業を推進

- (1) 以上の緊急対応をしたうえで、新型コロナウィルス対策等、事業所からのニーズが極めて高い事業のみを速やかに再開する。出勤職員は幹部を含め数人とする。この間も、移動（通勤）は、感染を避けるため自動車のみとする。
この決定は、日本商工会議所、行政等の指導と知見を基に、正副会頭・統括参与・監事会議において慎重に検討し、決定する。
- (2) 他の職員は、自宅待機またはテレワークを行う。なお、雇用調整助成金の申請により財政補填を行えるように準備する。
- (3) この対応については、潜伏期間等を考慮して、行政等の指導を確認しつつ、当面7～14日間程度とする。この間に全職員のウィルス感染の有無・状況を確認し、その都度次の対応を検討し、正副会頭・統括参与会議において慎重に判断し、決定する。その後の状況に応じて、その都度適切な判断を目指す。



第3段階 全面再開に向けて慎重に取組み

- (1) 新型ウィルス等の感染のおそれがある程度収まった時点で、日本商工会議所、行政等の指導と知見を参考としつつ、全職員の出勤と事業の全面再開の可能性を慎重に検討し、正副会頭・統括参与会議において最終決定する。
- (2) 全面再開決定後は、新型ウィルス等の影響を緩和するための経営支援事業を一層

強化するとともに、事業の全面再開に取組む。

3. 新型ウィルス対策推進体制

(1) 新型ウィルス対策の意思決定機関を正副会頭・統括参与会議とする。

この決定の会議の方法は、電話またはメール等による確認も含む。

同会議の決定事項は、速やかに個別に常議員に報告することとし、次回の常議員会で承認手続きをとる。

(2) 新型ウィルス対策の事務責任者として、専務理事、事務局長、中小企業相談所長を指名する。事務責任者は、3 人体制を基本とするが、故障があった場合には、役員等が加わることができる。

(3) 新型ウィルス対策の事務を補佐する職員として、経営指導員（杉江）、記帳指導員・補助員（元野、蜷川、坂本）、職員（松野）を指名する。

会議所を一部再開する第 2 段階においては、この事務を補佐する職員が出勤する。故障があった場合には、嘱託職員等を充てることがある。

(4) 以上の役職員の連絡先リスト及び日本商工会議所等関係機関の連絡先リストを別ページのとおり整理し、執行部役職員全員が共有する。

* この新型ウィルス対策については、状況に応じて臨機に変更または改善することがあります。

(事務局：常滑商工会議所、電話 0569-34-3200)

以下、新型ウィルス対策推進体制 7 ページ
新型ウィルス対策連絡網 8 ページ
常議員名簿 9 ページ
議員名簿 10~11 ページ
連絡または告知文の例（4種） 12~15 ページ